

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

## ジョン・ロックと植民地：J・タリーの所説 によせて

中村, 恒矩 / NAKAMURA, Kohki

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

65

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

133

(終了ページ / End Page)

144

(発行年 / Year)

1997-12-30

## 《研究ノート》

## ジョン・ロックと植民地

— J・タリーの所説によせて —

中 村 恒 矩

ジョン・ロック John Locke (1632—1704) についての研究は依然として盛んである。最近海外ではギリシアやポーランドにおけるロック思想の影響を論じた研究も現われてきているし、わが国における研究も多面的に活発化している。だがロック研究の研究対象が多岐にわたり、また世界の多くの地域でロック研究が盛んになっていることだけではない。そのさまざまな研究の内容についても「ロックについての唯一、正統と認められる読み方は存在しない」<sup>(1)</sup> という表現に象徴されているのが現況である。それにしても、ロック研究が拡散し、多義的になりながら、なお隆盛であるということは、他の事情を別にすれば、混沌とした世紀末を迎えて、ロックがわれわれの問いかけに値する対象である、ということを示すものであろう。つまり、ロックに対するさまざまな問いかけによって、われわれは、少なくとも、自らの位置や状況を確かめようともがいている様相を解明かすよすががえられる、と確信しているのであろう。

ところで西ヨーロッパの近代社会とその政治的象徴である国民国家は、その形成・発展の過程において、多かれ少なかれ、非ヨーロッパ地域を支配し植民地化していったことは紛れもない事実である。19世紀半ばにその頂点に達した「大英帝国」はその典型である。しかもそうした事実をいわば背景としてもちながら西ヨーロッパ近代思想が形成され発展したのもこれまた事実である。しかしながら西ヨーロッパの近代社会と国民国家の

形成・発展とくにその非ヨーロッパ地域に対する支配や植民地化と、西ヨーロッパ近代思想の形成・発展との関係については、残念ながら明確に結論めいたことをあまりいえない。しかし、さしあたりつぎの二つのことだけははっきりしている。ひとつは先住民を含めて支配されている人々の思想を視野に入れ考察の範囲内に入れることによって、西ヨーロッパの近代思想が相対化され、またそれによって思想の総体的構造の把握が可能になるであろう、ということである。またふたつには、つぎのことである。わが国は非ヨーロッパ地域にありながら植民地化を免れ、簡略化していえば後進的な植民地支配国となった。そういうわが国の問題、とくに思想的問題を解いていくためにも、前記の問題と取り組むことが大いに参考になる、ということである。本稿では主としてタリー Tully, J. の所説を紹介・検討することを通じて、ロック思想と植民地問題との関係の様相についてのケース・スタディを試みるつもりである。

まずこの問題についての内外の研究状況について簡単に触れておきたい。少し前まではロックと植民地問題については、かれが植民地問題に関与したという伝記的ことがらを別にすれば、とくに思想的次元でこの問題ととりあげることは内外ともなかった、とあってよい<sup>(2)</sup>。そういった状況のなかでこの問題を提起し議論をまき起すきっかけをつくったのは、世界史的趨勢（人権・環境問題を通じての先住民問題等の登場）を別とすれば、なんといってもタリーに負うところ大である。かれは1990年9月にロックの出身カレッジであるオクスフォードのクライスト・チャーチで催された『統治二論』と『人間知性論』の刊行300年記念のカンファレンスにおいて「アメリカ再発見」<sup>(3)</sup>と題した報告を行って、この問題についていわば火をつけた。その後タリーは1993年、94年と同じ趣旨の論文を公刊した<sup>(4)</sup>。タリーの論旨のポイントは『統治二論』とくに第2論文の骨子がイギリス人のアメリカ原住民に対する支配・収奪を正当化する論理を提供している、というところにある。かれの当該論文のサブタイトルが「『統治二論』と原住民の権利」となっていることがこれを象徴している。これに

対してアルネイユ Arneil, B. は『ジョン・ロックとアメリカ——イギリス植民地主義の擁護——』1996年<sup>6)</sup>を著わして、研究の方向としてはタリーとの同一性を示しつつも、問題を政治論に限定せず経済論にまで及ぶと主張する。つぎにわが国の研究状況について瞥見しておく。筆者は20年以上も前からロック研究におけるこの問題の重要性を何度か指摘してきたが、それはいわば片隅でボソボソといただけたことであって、問題の具体的展開を怠ってきた。わが国における研究について気づいたままに列挙すると、1985年鈴木宣則「ジョン・ロック植民思想」、91年生越利昭『ジョン・ロックの経済思想』とくに第6章「植民思想」と続く。近くは96年浜林正夫『ジョン・ロック』とくにロックの1660年代から70年代にかけての、また90年代の活動について述べた部分、川上文雄「ジョン・ロック」、伊藤宏之「植民地主義者としてのジョン・ロック」、97年に入って森村進『ロック所有論の再生』とくに前記アルネイユの著述に当てられている部分等がある<sup>6)</sup>。タリー論文の公刊以降についていえば、ジョン・ロックの生涯を基軸にかれの思想の動態を全般的に論じた浜林氏の『ロック』を別として、川上論文はほぼタリー論文の線に副って展開されているし、伊藤論文はアルネイユの著書の論旨を紹介、検討している。森村氏の当該部分は基本的にはアルネイユ批判を示している。

つぎに植民地問題に関係があるロックの伝記的事情をこれまた簡単に述べておく。オクスフォードで学究および教師としての生活を送っていたロックは1667年ロンドンのエクセター・ハウス——後に初代シャフツベリ伯爵となるアシュリ・クーパーの邸——に移る。このことによってロックはアシュリを介して「王政復古期の旧植民地体制を研究し、その形成に助力」<sup>7)</sup>していく数少ない人の一人になる。1668年から71年にかけては北アメリカ植民地のカロライナの運営・統治に当たっていた特許状保有領主(アシュリを含め8名)の会の書記となり、この植民地の基本法の作成に協力した。またこの時期かれが利子率に関する初期の論文を書いていることはよく知られている。70年代に入ると73年(72年から73年にかけて

シャフツベリ伯は大法官) 交易植民委員会書記となり、この職務を翌年まで続けた。この後はシャフツベリ伯の失脚、かれ自身のフランス旅行…と続いてしばらく政治や経済の実務的世界からは遠ざかる。かれが再びこの世界との関係をもつのは名誉革命後のことである。名誉革命後のこの分野におけるかれの活躍を象徴するのが、著作としては92年の『利子貨幣論』であり、職務としては96年から1700年まで勤めた交易植民委員会委員である。とくに後者の委員としてロックはこの時期のさまざまな貿易や植民地の問題に関与している。またロックは個人的にも貿易・植民分野に投資を行っていた<sup>(9)</sup>。

タリーの所説の検討に入る前にロック自身の植民地問題に直接関係した著述をみておくと、まずあげられるのが、先にも書いた「カロライナ植民地基本法」であろう。もっともこれはロック自身の著述というよりもその作成にかれが協力した作品である、というのが現在の評価である。この他にはロックがアイルランドをはじめ北アメリカの諸植民地について述べたものが断片的に伝えられているだけである。タリーも指摘しているとおり<sup>(9)</sup>、貿易・植民地問題に関するロックの著作集もまだ出ていないし、この問題についての研究文献目録も作られていない。なおロックの蔵書目録を見ると、ヨーロッパ人が行った探検や植民地化についての記述や原住民とくにアメリカ原住民の暮らしについて書いた作品が含まれている<sup>(10)</sup>。ロックの蔵書の主題別分類によると、こういう分野の蔵書の全蔵書に対する比率は7.6%である<sup>(11)</sup>。

タリーはこの論文の一番終りのところでつぎのように述べている、「『統治二論』が正当化するのにかつて役だったこの歴史的不正を暴露し是正すること以上に、その300年記念に際してのこの作品のよりよい使いみちが他にあるであろうか?」<sup>(12)</sup>と。ロックが植民地問題を直接論じた著作もそれについての研究も目下のところ前述のような状態であるとすれば、直接『統治二論』の論理と植民地問題処理の仕方の関係を問うタリーの方法は、いわば一挙に本丸を衝くやり方といえるかもしれないし、目下のところ他

に方法がないともいえよう。いずれにしてもタリーのいうところをみてみよう。

タリーは、政治社会と所有権の概念を軸として問題の構成を述べた後、この論文の狙いを「統治と所有権のアメリカ原住民的形態と対比させて、ロックが政治社会と所有権の概念を提示したコンテキストを復元してみせること、またこのことが『統治二論』についてのわれわれの理解をどれほど増大させ、変化させるかを示すこと」<sup>(13)</sup>にある、としている。かれはこの議論を大きく二つに分けている。その第1は政治社会や所有権についてのロックの概念が、近代初期の植民地問題の基本的議論の理論的表現であることを明らかにすることである。第2は逆に植民者の方がロックの論証を使っているかどうか、という問題である。

さてこの「第1の議論」は、「収奪 自然状態の役割」と題された自然状態論から始まる。ロックは広い意味における社会契約論者であり、他の社会契約論者と同様自然状態から出発し、一般的に言えば社会状態へと進んでいく。その限りではこの自然状態は社会状態を導き出してくる論理的構築物という性格を担わざるをえない。しかし自然状態はそういうものとしてだけ留まっているわけではない。それはまた具体的歴史的事実としても示されているものでもある。『統治二論』第2論文には「…全世界は初めはアメリカのような状態にあった。いや現在のアメリカ以上であった<sup>(14)</sup>」という有名な文章がある。つまりここでは「アメリカは直接的に『自然状態』の一例として確認され、世界史的発展における最も初期の時代とされている」<sup>(15)</sup>のである。さらに言えばアメリカは「依然としてアジアやヨーロッパの初期の時代の見本のようなものである」<sup>(16)</sup>ということになる。この限りでは自然状態から社会状態へというのは野蛮から文明へということであり、後にアダム・スミス等に見られる啓蒙主義的な発展段階論史観の萌芽の一つであろう。

ところでタリーはロックの自然状態について人民主権論の観点から二つの要素を指摘する。その一つは「自然法の執行はその状態では各人の手中

に委ねられている」<sup>(17)</sup>（傍点原文イタリック 以下同様）ということである。ロックのばあい自然状態がすでに自然法の支配する状態だ、と考えられているのであるから、上のようにいうことが可能になる。各個人が自然法を認識し、係争点を判断し、犯罪に釣り合いた抑制や補償の目的に適った処罰を行うことでこの判断を執行するのである。第2の要素は自己労働と自己労働の所産とに対する個人の排他的権利である。「各人は〔自分の生命の〕維持のため他人の同意なしに自然法に従って自分の労働を自由に行使できる。」<sup>(18)</sup>（〔 〕内筆者 以下同様）そしてこの同意なき領有は各所でアメリカ原住民のばあいの例が挙げられている<sup>(19)</sup>。

議論は敷衍される。タリーの述べるところでは、「アメリカは自然状態であるとする前提から二つの主要な結論が出てくる」<sup>(20)</sup>とされる。その一つは『統治二論』の第2論文に述べられているような自然法の執行——先に述べた第1の要素に見合う——に関連することであり、ヨーロッパ人がアメリカで原住民に対して戦争を行ったり、それに伴う賠償を請求したりすることの正当性を主張するものである<sup>(21)</sup>。2番目の結論としては「土地の領有が同意なしに行われうる」——先の第2の要素に見合う——ということである。タリーによれば（土地を含めた）同意なき領有こそが『統治二論』第2論文第5章の主要な議論なのであって、ロックがそれを具体的に証明しようとこの章を注意深く組立てているのも驚くには当たらない、としている<sup>(22)</sup>。この同意なき領有を、タリーは、ロックのより早い時期の見解やかれ以前の自然法思想家の見解やさらには西ヨーロッパの法哲学の原則やからの逸脱としている<sup>(23)</sup>。そしてこの同意なき領有という主張は17世紀における最も論争の種になった、また最も重要な事件の一つであり、さらに近代世界を形成していく事件の一つでありながら、普通のばあい問題とされぬままに見過されたのであった<sup>(24)</sup>。

ところで16世紀のはじめから18世紀にかけて新世界におけるさまざまな権利・権益をめぐる、ヨーロッパ列強間の、またそれら諸国の植民地間の、あるいはまた植民者と貿易業者の間の、といったさまざまな論争・

紛争が噴出した。そして最終的にはこれらすべてのヨーロッパ人とこの地に12000年以上にわたって住みついてきた新世界の原住民との間の争いがあった<sup>(25)</sup>。この論争・紛争を通じて耕作による同意なき領有という考え方がアメリカ原住民から伝統的な狩猟や採集を行う領域を収奪していくことを正当化するのに使われたのである<sup>(26)</sup>。しかもその際のパンフレットの論証や用語は『統治二論』第2論文第5章に酷似している、とされ<sup>(27)</sup>、そのことが例証されるのである。

ところでこの自然状態論の終わりの方でタリーは、アメリカを自然状態だと規定することによってどんな作用があったのか、を重ねて論じている。その議論のなかで興味深いことのひとつは、アメリカ原住民がヨーロッパ流の政治社会を形成していない、とロックが認識していたとの指摘である。ロックがそう認識していた理由はかれらアメリカ原住民がヨーロッパ流の制度をもっていなかったことにあった。しかもかれらがヨーロッパ流の制度を欠いていたのは、かれらが「制約され固定化された欲望」しかもっておらず「占有物を拡大していこうとする獲得的欲望 *acquisitive*<sup>(28)</sup> *desire* を欠いて<sup>(29)</sup>」いたからなのである。ロックは明らかに非ヨーロッパ的な政治社会を知っていたし、非ヨーロッパ型の生活様式も知っていた。しかしそれら进行评估する際のロックの基準は当然のことながらヨーロッパにあったのである。

先に述べた「第1の議論」の自然状態論に次ぐ局面は「世界の逆転 商業と改良という文明下における所有権と政治社会」と題されている。その初めにはつぎのような論述がある。「政治と所有権の歴史的展開についてのロックの理論はつぎのような諸段階から成っている。すなわち個人個人の勤勉の程度の相違が貨幣導入以前の自然段階〔自然状態の意味〕における占有物の相違となる。〔次いで〕貨幣と交換が次第に導入され、人口の増大と技芸の応用を刺戟する。人が必要とする以上のものに対する弾力的欲望が現われ、制約された欲望・欲求に基づく貨幣導入以前の経済は永久に根絶される。人々は、市場において利潤を目標として剰余を販売しようと、

誠実な勤勉によってあるいは他人の誠実な勤勉を餌にして、占有物を大きくしようと努力する。すべての利用できる土地は占有され使用される。不可避免的に起ってくる争いや安全の欠如を解決するため、人々は、所有権の調整と保護を目的に制度化された法的・政治的体系を伴った政治社会を設立する。」<sup>(30)</sup> このようにその誕生の経緯が略述された近代的体系に向って「低生産」と「消費補充 replacement consumption」を特徴とするアメリカ原住民の体系が対置される。この対置を中心に両者の対比が、『統治二論』の第2論文とくに第5章における叙述をいわば証拠として、なされる。例えば前者、つまり近代西ヨーロッパ的体系について『『勤勉』の倫理」<sup>(31)</sup>が指摘される。『統治二論』にこれを証拠だてる箇所にはこと欠かない。神は世界を共有のものとして与えたが、「勤勉で理性的な人々の使用に任せた」<sup>(32)</sup>のだ、という有名な文章が示されている。しかもそこには「労働がそれ〔世界〕に対するかれの権原となるべき」との文章も含まれている。勤勉＝労働が基軸であることは明らかである。これに対してアメリカ原住民は「土地を豊富に持っているが…それを労働によって改良しなかったため、われわれ〔イギリス人〕の享受している利便の100分の1も持っていない」<sup>(33)</sup>のである。同様にして定住式農業と非定住式農業、獲得的欲望と制約された欲望等が対比され、イギリス人を代表とする近代西ヨーロッパの体系の優位性が『統治二論』の第2論文の第5章の叙述を論拠に論じられるのである。

近代的体系の歴史的展開のダイナミックスについてタリーは、結論的には貨幣の使用に対する同意に求めず、むしろ市場システムに求め、その展開が第5章の中心的な諸節(37—44)にある、としている<sup>(34)</sup>。また議論の本筋からやや離れるもののちょっと触れておくと、今まで筆者は「西ヨーロッパ」をいわば一つのもののように書いてきたが、タリーが例えば植民地問題に対する英仏の違いを指摘していることも述べておかなければならない。例えばフランスはアメリカに非農業の毛皮取りきの王国を築いたのに対し、イギリス人は自分達流の農業をアメリカに持ち込んだ<sup>(35)</sup>。タリー

はロックがこの相違を自覚して、『統治二論』のある部分を書いたのではないか、との推測さえ行っている<sup>(36)</sup>。さらにタリーは、断定はしないものの、『統治二論』の第5章をより広い背景のなかに位置づけている。1674年の第3次オランダ戦争以降、イギリスの主要敵はフランスとなる。「初代シャフツベリ伯爵とロックは、イングランドおよびプロテスタント諸国が、非ヨーロッパ世界の資源をめぐる覇権について、この強力な競争相手〔フランス〕をいかに封じこめ勝つことができるか、ということに注意を向けるようになる。」<sup>(37)</sup>この覇権についての英仏の戦いは、名誉革命を経て9年戦争、スペイン継承戦争等の後、7年戦争で結着するまで続くのである。先に書いた「より広い背景」とは、このような西ヨーロッパ諸国とくに英仏の近代化・工業化の争いであり、それとの関係における非ヨーロッパ地域の支配および植民地化の競争であった。

タリーは最後の数ページで「普及」と題して、主として18世紀における植民地問題についてのロックの理論の使われ方を検討した後、つぎのように述べている。「結論として、土地使用、所有権、政治社会についてのロックの概念は歴史的発展に関するヨーロッパ中心的理論に包含されているものであり、その理論は土地使用、所有権、政治組織についてのアメリカ原住民的形態を奪い去ることを軽視しそれを合法化するのに奉仕した。」<sup>(38)</sup>そして「もしロック理論における偏見が取り除かれ原住民の土地、所有権、統治は異なっているが法的地位において平等であることがわかれば、国民と国民との同意の条約に基礎をおかないアメリカにおけるすべての植民は」<sup>(39)</sup>ロック自らが規定している<sup>(40)</sup>ように「征服」なのであり、こうしたばあいロックの論法にしたがえば「アメリカ原住民は今日自らの土地を取り戻し自らの政府を再建する権利を持っているのである。」<sup>(41)</sup>

さて概ね以上のような論旨を展開したタリー論文がもたらした衝撃は大きい、といわないわけにはいかない。しかしそれについて述べる前に切望しておきたいことがある。つまりタリーも指摘しているように、議論の基礎、出発点である植民地問題についてのロックの著述を集めたものを早く

刊行することまたこの問題に関する研究文献目録を作製すること。また近代初期の北アメリカ植民地問題についてのさまざまな当時の論述を整理して刊行することについても同様である。次にタリーがこの論文で展開した見解について私見を二、三述べておこう。タリーの見解は基本的には時代の問題意識を鋭敏に感じ取っているといえよう。たとえばヨーロッパ中心なものの見方あるいは歴史観の行詰り。このことはシュペングラー Spengler, O. 以来お題目的には唱えられてきたが、研究の中味として実質化されたのは近年である。タリーはヨーロッパ的目線と非ヨーロッパ的目線を合わせて同じ水準で見ようとしていることだけは確かである。そしてそれを通じてタリーは一国史の寄集めとしての世界史でもなく、自国史優先の世界史でもない、新しい世界史を画く端緒を形づくっているといえよう。個別の問題についても少し述べておくと、自然状態論・労働に基づく所有論等が植民地化論において持つ意味は、今までのようにヨーロッパの内部だけで考えられていたばあいと違って非ヨーロッパ世界に向けられたばあいは、きわめて攻撃的になる、といったことは余り気付かれていなかったのではないかと、獲得的欲望についてはいわずもがなであるが。従って労働をよしとするいわゆるピューリタンの労働観についての評価も再検討が必要となろう。であるとすればカトリックは労働についてどう考えていたのか。またすでに触れたことであるが、ロックの時代英仏の対立が次第に激しくなっていく。この対立は宗教的にはプロテスタント対カトリックであり、それが労働や植民地化の問題とどう対応するのか。アメリカ植民地に対する英仏の植民政策の違いについてはすでに触れたが、いずれにしても従来の考え方に対する再検討の連鎖は続く。

#### 注

- (1) E. J. Harpham(ed); *John Locke's Two Treatises of Government, New Interpretations*. University Press of Kansas, 1992 のジャケットに示されていることば。
- (2) 例えば *The Locke Newsletter*, no. 25, 1994 には一号(1970年)からの通

巻目次がのっているが、そこにもこの問題を主題としたタイトルは見当たらないし、その後手許に届いた no. 26 & 27 にしても同様である。

- (3) "Rediscovering America. Locke's theory of popular sovereignty reconsidered."
- (4) 本稿で直接検討の対象になっているのは Tully, J.; *Rediscovering America: The Two Treatises and Aboriginal Rights*, in G. A. J. Rogers(ed.); *Locke's Philosophy, Content and Context*. Oxford, 1994 である。しかし、この論文と末尾のとこだけ異なる論文（タイトルは同じ）が Tully; *An Approach to political philosophy: Locke in contexts*. Cambridge University Press, 1993 の第 5 番目の論文として収められている。
- (5) Arneil, B., *John Locke and America. The Defence of English Colonialism*. Oxford, 1964.
- (6) 鈴木宣則「ジョン・ロックの植民思想」（『東北大学研究年報 経済学』第 46 巻第 4 号 1985 年）。生越利昭『ジョン・ロックの経済思想』晃洋書房 1991 年。浜林正夫『ジョン・ロック』研究社出版 1996 年。川上文雄「ジョン・ロック」（田中浩編著『現代思想とはなにか』龍星出版 1996 年）。伊藤宏之「植民地主義者としてのジョン・ロック」（『福島大学教育学部論集』第 61 号 1996 年）。森村進『ロック所有権の再生』有斐閣 1997 年。
- (7) Tully; 1994, p. 168.
- (8) Loc. cit.
- (9) Tully, 1994, p. 169, n. 1.
- (10) Ibid., p. 168.
- (11) Harrison, J. and Laslett, P.; *The Library of John Locke*. Oxford University Press, 1965, p. 18. 蔵書を主題別に分類した結果をみると、神学関係が約 4 分の 1 でとび抜けて 1 位、いまわれわれが問題としている分野（地理および航海や旅行記を含む探検という項目）は第 5 位、しかし 2 位の医学、3 位の政治および法はそれぞれ 10% そこそこで、哲学という項目は第 6 位になっている。
- (12) Tully, 1994, p. 196.
- (13) Ibid., p. 168.
- (14) TTG., II-49. 邦訳文については伊藤宏之訳（柏書房 1997 年）と鶴飼信成訳（岩波文庫 1968 年）を参考にした。
- (15) Tully, 1994, p. 169.
- (16) TTG., II-108.
- (17) Ibid., II-7.

- (18) Tully, 1994, pp. 169-70.
- (19) Ibid., p. 170.
- (20) Loc. cit.
- (21) Loc. cit.
- (22) Ibid., p. 172.
- (23) Loc. cit., この原則は *Luod omnes tangit ab omnibus tractari et approbari debet* (すべての人に関係することはすべての人々によって検討, 承認されなければならない) とされている。
- (24) Cf. Ibid., p. 173.
- (25) Cf. Ibid., p. 174.
- (26) Cf. Ibid., p. 176.
- (27) Cf. Ibid., pp. 176-77.
- (28) ここで *acquisitive* ということばが使われているのは, Tawney, R. H.; *The Acquisitive Society*, 1921 を想起させる。
- (29) Tully, 1994, p. 179.
- (30) Ibid., p. 182.
- (31) Ibid., p. 183.
- (32) TTG., II-34.
- (33) TTG., II-41.
- (34) Cf. Tully, 1994, p. 187.
- (35) Cf. E. g. *ibid.*, p. 192.
- (36) Cf. Loc. cit.
- (37) Ibid., p. 191.
- (38) Ibid., p. 195.
- (39) Ibid., p. 196.
- (40) Cf. TTG., II, chap. xvi.
- (41) Tully, 1994, p. 196.

付記：この小文はもともと、若くして逝った昔からの友、中央大学法学部の故高橋誠教授の追悼論文集のため2年前に準備しはじめたものであるが、筆者の病氣・入院・手術等のため、執筆が甚だしく遅れ、こういう形で公にせざるをえなかったことを付記しておく。  
(’97. 10. 18)

追記：本年9月公刊された三浦永光『ジョン・ロックの市民的世界』 未来社の第2章に「自然権と異民族」と題された章のあることを追記しておく。

(’97. 11. 1)